

八王子市少量排出事業系ごみ収集制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第26条第2項及び第51条第2項に基づき、事業者が排出する廃棄物を特例的に市が収集・処分する八王子市少量排出事業系ごみ収集制度（以下「本制度」という。）について定めることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 本制度の対象は、次の各号いずれにも該当する事業者でなければならない。

- (1) 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第11条第1項に規定する一定規模以上の事業用建築物（以下、「大規模事業所」という。）でないこと。
- (2) 大規模事業所内にある事業者でないこと。
- (3) 市の一般廃棄物処理計画に基づく分別ができること。

(申請・承認)

第3条 前条に適合し、本制度の利用を希望する者は、あらかじめ市長に書面で申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があり、前条の規定に適合する者と認めたときは、その旨を通知する。
- 3 市長は、申請内容に疑義が生じた場合は、別途必要書類の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第4条 前条の規定により通知を受けた者（以下「登録事業者」という。）が登録内容を変更しようとするときはあらかじめ再度市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、申請内容の変更に疑義が生じた場合は、別途必要書類の提出を求めることができる。

(登録の廃止)

第5条 登録事業者が本制度の利用を不要とするときは、速やかに市長に八王子市少量排出事業系ごみ収集制度登録廃止届（第2号様式）を届出しなければならない。

- 2 登録事業者から前項の報告がない場合、市長は、必要な措置を講じ、登録を廃止することができる。

(登録決定の取消)

第6条 市長は、登録事業者が申請に偽りその他不正が認められたとき、登録内容の全部

又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

この要綱は令和6年12月15日から適用する。

八王子市少量排出事業系ごみ収集制度申請書

八王子市少量排出事業系ごみ収集制度の関する要綱の規定に基づき、次の通り申請します。本申請にあたり、廃棄物の分別や排出上限等を遵守することを宣誓します。

事業所名			
代表者			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
建築物全体の延べ床面積 (上下いずれかに○)	3,000㎡未満 3,000㎡以上 (制度対象外)	業種	
郵便物郵送先住所	〒 ※上記「所在地」と同じ場合には省略可		
収集希望品目 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 有害ごみ <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> ダンボール <input type="checkbox"/> 雑誌・雑紙 <input type="checkbox"/> 紙パック		
排出場所 (見取図)	※ 道路、敷地、建物、排出場所、目印を記入 目印(可燃ごみ：☑ 不燃ごみ：☒ 紙類：☑) ※ 公道に面した敷地内に排出してください ※ ビルの場合、ビル管理者と調整のうえ、1階の適切な場所を確保してください。		

(市記入欄) No _____

※ご記入いただいた情報は、ごみ収集のために利用します。
※収集の開始は登録完了から1週間後になります。
※収集が不要となった場合は、廃止届をご提出ください。

(問い合わせ先)
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市資源循環部 ごみ減量対策課 事業系ごみ担当
TEL : 042-620-7256 FAX : 042-626-4506
Eメール : b480100@city.hachioji.tokyo.jp

年 月 日

少量排出事業系ごみ収集登録廃止届

年 月 日に登録した少量排出事業系ごみ収集について、登録を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	
事 業 所 名	
代 表 者	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
廃 止 予 定 月 日	
廃 止 の 理 由	

宛先 〒192 - 8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市資源循環部ごみ減量対策課 事業系ごみ減量担当

TEL : 042-620-7256 FAX : 042-626-4506 Eメール : b480100@city.hachioji.tokyo.jp